

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
加藤	52-53 391	箇条 1 附属書 JA	1 段落目 箇条 1 5.1	te	<p>対比表で“交流電源に使用するOLED光源”については削除した旨のデビエーションがあるが、3.6の制御装置内蔵形OLEDモジュールの定義において、“商用電源に直接接続するように設計され、光源を安定動作させる制御装置及び付加部品を一体化したOLEDモジュール”とあり、また、図D.1では、図の上部の“制御装置内蔵形OLEDモジュール”は、3.6で定義されたとおりに商用電源に直接接続した形になっている。そして、同図D.1の注記で“この規格では、交流電源で動作するOLEDパネルについては、検討中である。”との記載がある。</p> <p>この注記のように交流電源で動作するOLEDパネルだけが検討中であり、また、制御装置内蔵形OLEDモジュールを適用範囲に含むのであるなら、適用範囲を直流電源に限定すると矛盾が生じているようにも読めるため、直流電源に限定しない方がよいのでは？（少なくともデビがなくとも、問題はないはず）</p>	<p>箇条 1 交流電源に使用する OLED 光源についての記載を復活</p> <p>5.1 対比表にある“交流及び周波数”の記載の復活</p> <p>附属書 JA</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箇条 1 交流電源に使用する OLED 光源についてのデビを削除 ・ 5.1 電源の種類から交流及び周波数の記載のデビを削除 	<p>修正案のとおりに修正いたします。</p> <p>加えて、対応国際規格において、交流電源に用いる OLED 光源については、注記に“検討中”であることを記載していますが、明確にするため、本文に記載します。</p>
加藤	171	5.1	最終段落	ed	<p>“第 3 章”とあるが、241、243 行目のように細分箇条番号を明確にした方がよいのでは</p>	第 3 章 → 3.2.6	修正案のとおりに修正いたします。
岩本	187				<p>周波数範囲：10 Hz ~ 500Hz とありますが、機械的振動強度に関係する事項のため</p> <p>「周波数範囲」は「振動数範囲」とすべきではないでしょうか</p>	「振動数範囲」	修正案のとおり、「振動数範囲」とします。
加藤	204	6.3	第 5 段落	te	<p>“供試品は、この試験のために定格電流で 30 分間点灯する。”とあるが、入力電圧については記載がない。電圧の規定の必要はないか？</p>		<p>電圧についての記載を次のように追加します。</p> <p>“供試品は、次のいずれかの条件で 30 分間点灯する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 安定した電圧を要求する OLED 光源の場合，定格電圧 － 安定した電流を要求する

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/図/表/ (e.g. 表1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
							OLED光源の場合，定格電流”
加藤	266	12.2	第3段落	te	“少なくとも 30 mm ² ” とあるが、寸法に間違いはないか？ 30mm ² だと、5.5 mm×5.5 mm の四角形に相当するが、JIS C8105-1 の 13.3.1 (C60695-11-5 のニードルフレーム試験) 又は 13.3.2 (C60695-2-11 のグローワイヤ試験) を実施するのは厳しい大きさである。(C60695-2-11 では直径 15 mm の円内に収まる“小部品”を試験適用外としているが、それ未満である一辺 5.5 mm の四角形は試験をするには明らかに小さすぎる。)	30 mm ² → ?	試験片の寸法表記に間違いがありましたので、“30 mm ² ”を“30mm×30mm”に修正します。
加藤	272	箇条 13	第1段落	ed	“測定なしで合格とする” とあるが、“適用しない” とした方がよいのではないか	測定なしで合格とする → 光生物学的安全性の要求事項は、適用しない	修正案のとおり修正します。
加藤	349	C.2	3行目	te	“望ましい” とあるが、附属書 C は“規定”なので、推奨ではなく、要求なのではないか？	約 100 N が望ましい。 → 約 100 N とする。	修正案のとおり修正します。
加藤	356	図 D.1	図の右上	ed	“制御装置内蔵形 OLED モジュール” の枠の“電源部” は実線で囲まれているが、他の“制御装置一部内蔵形 OLED モジュールや OLED パネルにつながる“電源部” は破線で囲んである。 “制御装置内蔵形 OLED モジュール” の枠の“電源部” も破線で囲わなくてもよいのか？ 囲わなくてもよい場合、実線と破線とをどう使い分けているかを明確にする方がよいのでは	“制御装置内蔵形 OLED モジュール” の枠の“電源部” の囲いを 実線 → 破線	修正案のとおり修正します。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

日付: 2021/12/08	規格番号 C62868-1	プロジェクト:
----------------	----------------------	---------

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
------	------------------	-------------------------	-------------------------	--------------	-------	-----	----------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄 (委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント) : 必須入力。入力されていないと投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください (例えば、列の削除・追加、セルのマージなど)。変更した場合、投票システム (National Ballots) が適切に作動しません。